

国民健康保険 に関する通知と案内

問い合わせ 国民健康保険課 ☎ 072(740)2006

有効期限は7月31日(土)まで

更新手続きが必要です

国民健康保険の加入者で、7月31日(土)までの有効期限の「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人に更新の案内を送付します。

8月1日(日)以降も引き続き必要な場合は、更新の手続きをしてください。不要な場合は、手続きする必要はありません。

ただし、国民健康保険税に滞納がある場合や、2年中の所得が未申告の人には案内を送付しません。

特定保健指導の利用で生活習慣を改善

専門家が生活習慣の見直しをサポートします

国民健康保険加入者で、特定健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高い人に対して、健診受診日から2～3カ月後に特定保健指導利用券を郵送します。利用券が届いた人は特定保健指導を受けてください。

健診結果を参考に、目標設定と生活習慣の見直しを専門家がサポートします。

薬の切り替えでいくらか安くなるかを通知

ジェネリック医薬品への切り替えがお勧めです

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬の特許終了後に、有効成分、用法・用量、効能・効果が同じと国に認可された、より安価な薬です。

現在服薬中の薬をジェネリック医薬品に変更した場合、いくらか安くなるかを通知します。切り替えを希望する場合は、医師や薬剤師に相談してください。

全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。薬局によっては取り扱っていないか、取り寄せになったりすることもあります。また、症状などにより医師が使用を認めない場合もあるのでご了承ください。

胃・肺・大腸・前立腺がん検診も受診可能

出張特定健診会を開催します

生活習慣病は自覚症状がないまま進行することがあります。発症・重症化予防のために年1回特定健診を受診してください。

時間＝7月16日(金)午前9時～正午▷場所＝キセラ川西プラザ▷対象＝40歳以上の国民健康保険加入者▷内容＝特定健診に加え希望者は胃・肺・大腸・前立腺がん検診▷定員＝20人▷申し込み＝電話で国民健康保険課または市ホームページから6月30日(水)まで申し込み可（先着順）。

この他国民健康保険に関するお知らせは市ホームページ（右の2次元コードからアクセス可）に掲載しています



**納付回数の変更により
納税通知書を6月に送付**

3年度から国民健康保険税の普通徴収の納付回数が年9回から10回に変わります。これまで7月中旬に送付していた納税通知書は6月中旬に送付し、第1期・全期の納期限は6月30日(水)になります。口座振替の登録をしている人は、29日(火)までに残高を確認してください。

等に負担する「平等割額」の合計で決まります。所得や加入者数に変更があれば、変更のあった翌月以降に納税（変更）通知書を送付します。

国民健康保険税の計算方法、軽減（減免）制度については国民健康保険課へ、納付については保険収納課 ☎ 072(740)1177へ。

**税制改正後も
低所得世帯の軽減を適用**

税制改正で給与所得控除額や公的年金等控除額が10万円引き下がり、基礎控除額が10万円引き上がります。この見直し後も低所得世帯の保険軽減が従来通り適用される

問い合わせ 国民健康保険課（賦課担当） ☎ 072(740)1170

加入者が納付しやすくなるように納付回数を増やしました
それに伴い3年度から第1期・全期の納期限が6月末になります

保険

納付回数 が10回 に変更

国民健康保険税の納税通知書を6月中旬に送付

医療

7月1日(木)から新しい受給者証になります 福祉医療費受給者証を送付します

新しい受給者証を6月下旬に送付

7月1日(木)から福祉医療費受給者証（乳幼児等・子ども・母（父）子家庭等・高齢期移行・障がい者）が新しくなります。引き続き受給資格がある人には、新しい受給者証を6月下旬に送付します。

県内の医療機関で受診する時は、新しい受給者証と健康保険証を窓口で提示してください。

所得制限超過により、受給対象外となる人には資格喪失通知を送付します。

また、加入の健康保険や住所、氏名、扶養義務者などに変更があった場合は、医療助成・年金課へ。制度について、詳しくは市ホームページ（右の2次元コードからアクセス可）へ。

次元コードからアクセス可）へ。

子どもの通院医療費が無料になります

7月診療分から通院医療費の本人負担が無料になります。小学4～中学3年生で母（父）子家庭等医療助成制度と重度障がい者医療助成制度の受給者には、子ども医療助成制度への切り替え案内を5月中旬に送付しています。申請書類を提出してください。

7月1日(木)から使える子ども医療の受給者証を送付します。



check

翌月以降に 変更通知を送ります

年金天引きの納付方法が変わる場合があります

3年度納税通知書は5月31日時点で、市が把握している所得や世帯の保険加入者数を基に作成しています。確定申告の提出期限が延長されたことなどから、所得が把握できていない人（3年1月2日以降に転入した人を含む）には所得割額を除いた税額を通知します。

所得の情報が6月以降に判明次第、税額の変更通知書（増額または減額）を翌月以降に送付します。

また、徴収方法が特別徴収（年金天引き）と通知される人で、6月下旬に決定される介護保険料の金額で普通徴収（納付書払いまたは口座振替）に変更になる人は7月中旬に変更通知書を送ります。

問い合わせ

国民健康保険課（賦課担当） ☎ 072(740)1170

ように、判定所得基準が変更されます。

詳しくは、納税通知書に同封の国保ガイドブックか市ホームページ（左下の2次元コードからアクセス可）へ。

**会社都合の退職などは
減免の対象に**

災害で損害を受けた、倒産や解雇によって離職した、休（廃）業したときなどは、申請すると保険税の減免を受けられる場合があります。納期限の5日前までに申請してください。

また、新型コロナウイルス

感染症により、世帯の主たる生計維持者（世帯主）が死亡、または重篤な傷病を負った世帯や、同感染症の影響により世帯主の収入が前年から3割以上減少が見込まれる世帯（その他要件あり）は、申請により3年度分の保険税（4月1日から4年3月31日(木)までの間に納期限が設定されているもの）が減免されます。

